

会議録

令和3年6月3日(木) 場所 3階 第1研修室

会議名：第2回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、東出委員、吉田委員、新井田委員
相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：安齋委員

会議時間 午前9時30分～午後1時59分
事務局 加藤、堺

開会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまから、第2回総務・経済常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

安齋委員から欠席の届出がございました。

委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、会議を開会しますが、次第につきましては、事前配付の別紙のとおりでございます。

鈴木町長から一言ございますか。

町長。

鈴木町長 おはようございます。

平野委員長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

町議会議員の皆様には、日頃よりご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

新型コロナ感染症の状況でございますが、当初5月16日から31日まで、国からの緊急事態宣言の発令を受けまして、北海道におきましても緊急事態措置の措置区域に木古内町は指定されたところであります。

全力でその対応にあたっていたところではありますが、このたび6月1日から20日まで期間延長に伴い、引き続き町民の皆様の健康と命、生活、そして経済を守るために全力で取り組んでまいりたいとそうように思っております。

支援を必要としているところには、寄り添ってしっかりと対策事業を進める。その反面、公平性という部分も重要と認識をしておりますので、幅広く全事業を展開してまいりたいとそうように思っております。

この状況下を乗り越えるために、全町民一丸となることが必要であるとそうように思っております。思いやり、支え合い、お互い様、そういった精神が大切であると思っております。

また、ワクチンの接種につきましては、町議会議員の皆様からの様々なご提言もいただいた中で、全職員力をあわせて取り組ませていただいております。現時点で概ね順調に進んでいる状況であります。6月27日で、65歳以上の接種が基本的に終了する計画であります。

また、64歳以下、基礎疾患のかたは、7月の中旬頃予定しております。

また、知内町にも当町からワクチン接種の応援に行っており、国や道とのワクチン接種に関わる意見交換そういったものを積極的に行い、情報収集に努めております。

地域に必要とされる国保病院の使命や役割、そういったものがいままで以上に認識されていると思っております。近隣の自治体とさらに連携を深めていきたいとそうように思っております。

本日の第2回総務・経済常任委員会の調査でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業については、まちづくり未来課と産業経済課から説明があります。また、薬師山環境整備についても産業経済課から説明があります。国保病院からは、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関緊急支援事業について説明をさせていただきますが、順次、わかりやすい説明を心がけますが、先ほど委員長からもありましたなるべく簡潔に説明をして、コロナ対策という意味では言われたとおり、しっかりと私達も行政側も努めていきたいと思っております。

議員の皆様からは、建設的なご意見、ご議論を賜り、それらを踏まえて町のため町民の皆様のために努めていきたいと思っておりますので、本日もよろしく願いいたします。

以上でございます。

平野委員長 それでは早速。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

平野委員長 東出委員。

東出委員 おはようございます。

いま町長の新型コロナに対する説明があったんですけれども、ここで委員長、確認させてもらってよろしいですか。

平野委員長 きょうは、コロナウイルスの感染症対策事業ということで、その中身をいろいろ協議するんですけれども、その前に聞いておいたほうがいいよということですか。

どうぞ、東出委員。

東出委員 ちょっと確認だけなんですけれども、6月27日で65歳以上のかたは完了するというのは、これはわかりました。ただ、64歳以下に関しては、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、7月中旬って言ったんですけれども、7月中旬から実施していくというふうに確認していいものなのか。そしてそれは、最終的にはいま言われていますけれども、12歳以上の人も接種する予定を考えれば、当町は最終的にいつころで、全町民に接種が終わるのかっていう部分を聞きたいなと思っております。いま委員長のお許しをいただいたんですけれども、その辺確認させてください。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 ワクチン接種のスケジュールですけれども、町長が冒頭申し上げました7月中旬というのは、遅くとも7月中旬には64歳以下のかたの1回目の接種をスタートしたいといういまスケジュール間を持っておりますので、当然ながら前倒しできるワクチンの確保状況によっては、前倒しできるという可能性も十分ございます。

先ほど申し上げましたように知内にも応援に行っておりますので、どうしても国保病院は日曜日をこの集団接種として実施しておりますので、いま6月の27日が6月の最終の日曜になります。7月は知内の2回目等々様々なスケジュール組がありますので、そこは遅くとも7月中旬、早ければそれを若干前倒しできるかなということで、ご理解ください。

また、年齢の 12 歳という報道もファイザー製ので接種が可能とかという報道もあります
が、いまはまだ 16 歳以上ということで、想定をしてございます。12 歳以上ということでの
現時点での枠組みでは、考えてはおりません。今後、国の通知等によっては、そこは 16
から 12 歳ということも十分ありますけれども、いまはまだその段階ではないということで、
ご理解ください。

あと 64 歳以下のかた、全町民のかたの 2 回目の接種これは 8 月いっぱいぐらい、9 月に
入るのかもしれませんが、何とかその辺を目処に実施していきたいというふうに考えてお
ります。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 よくわかりました。実はこれ私、6 月議会で一般質問しようかと思ったんです
けれども、いまここで確認させてもらいましたので、一般質問は取り下げるんですけども
も。そうすると最終的には、遅くとも 8 月の末か 9 月の頭頃までには、全町民が 1 回目な
り 2 回目の接種が終わるというふうに理解していいんでしょうか。そこだけもう 1 回、き
ちんと教えていただきたいとおります。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 すみません。ちょっと言葉が足りませんでした。あくまでも希望する全町民
のかたが接種できる 1 回目の接種を完了できるというのをそのスケジュール間というふう
に捉えております。遅くとも 9 月です。何とか 8 月中、遅くとも 9 月には終えたいとい
うふうに考えております。以上です。

平野委員長 町長。

鈴木町長 東出委員、64 歳以下と基礎疾患のかたに関しまして国から基本的な方針、どれ
ぐらいの裁量で自治体は動くのかといったそのようなものがまだ出ておりませんので、意
見交換の中で地方から国に対して、基本的な考え方というものを方針を早く出してくれと
そのようにお願いしているところです。それを踏まえて各自の自治体、木古内町は木古内
町で対応していくといまそういった段階でございますので、引き続きよろしくお願いた
します。以上です。

2. 調査事項

<まちづくり未来課・産業経済課>

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業について(継続)

◆新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況について

◆新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業について

- ①木古内町少年団・サークル等活動エール事業
- ②木古内町漁業継続支援補助事業
- ③木古内町感染防止対策協力助成金事業
- ④木古内産米エール事業
- ⑤木古内町特別支援金事業
- ⑥木古内エール商品券第 3 弾事業

平野委員長 それでは、調査事項に入りたいと思います。

先ほど鈴木町長から全ての次第を申し述べていただきましたが、きょうの調査は新型コロナウイルス感染症対策事業についてということで、まちづくり未来課が担当なんですけれども、きょうの事業内容が産業経済課が関わる事業が多いということで、両課出席していただきました。早速、配付されている資料をもとに説明を求めます。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 おはようございます。まちづくり未来課の田畑です。

私のほうから、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。

こちら、1.の配分額につきましては、令和3年度に繰り越しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額を掲載しております。

2.の充当事業につきましては、まず上段のNo.1から3が4月の臨時会で議決をされた交付金の充当事業と充当額を掲載しております。

続きまして、No.4から10につきましては、6月17日開会予定の町議会定例会で充当を予定している事業と各事業の充当額を掲載しております。

6月定例会での充当予定額につきましては、合計で4,480万円で、令和3年度の合計は4,870万円、こちらが全額交付金充当されますと残額が一番下段にあります。1,482万4,000円となります。こちらの残額につきましては、今後、実施を予定するコロナ対策事業の財源となりますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、こちらの資料の説明を終わらせていただきます。

平野委員長 詳細を片桐課長がするんですね。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 次の事業の一つ目は、こちらのほうから説明をさせていただきます。

平野委員長 続けてください。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは続きまして、2ページをお開き願います。

こちらにつきましては、木古内町少年団・サークル等活動エール事業の説明をさせていただきます。

この事業につきましては、まず所管は生涯学習課になりますが、コロナ交付金の充当事業でありますので、今回はまちづくり未来課で説明をさせていただきます。

まずこちら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、町内の少年団やサークル等の活動におきましては、活動の自粛や大会等の中止が相次ぎ、モチベーションの低下や活動をしたくてもできないというストレスを抱えながら難しい状況の中で活動を続けていただいております。それらの団体に対しまして、今回の緊急事態宣言後も安全に活動を継続していただき、町民のスポーツ活動や社会・文化活動の受け皿となっていくことを目的に、支援金を交付するものです。

対象団体につきましては、こちら資料のほうの②になりますが、令和3年4月1日現在で町教育委員会に届け出のある少年団・サークル・スポーツ系の協会を対象としております。このうち、令和3年度以降1年以上活動を継続することを確約できる団体を対象とい

たします。ただし、こちら米印に書いてありますが、個人若しくは法人が営む事業として、例えば講師を呼んで会員が受講料を支払い、習い事をするといったいわゆる営利活動につきましては、対象外としております。

なお、こちらこれらの事業者につきましては、今回の緊急事態宣言に伴い減収がある場合は、国の月次支援金若しくはあとで産業経済課で説明のあります、町の特別支援金の対象となります。

こちら、先ほど4月1日現在と申しましたが、4月現在で教育委員会に届け出のある団体につきましては、こちら資料に記載のとおり文化系の団体がダンスや絵手紙、吹奏楽など18団体あり、スポーツ系の団体につきましては、少年団は柔道・バレー・野球・空手の4団体、卓球やバドミントン・ソフトバレーといったサークルが15団体、協会がパークゴルフ協会と野球協会の2団体となっております。合計で39団体、会員数は全体で382人と記載をしておりますが、この人数につきましては、町外のかたも含まれている人数であります。

支援金の交付基準につきましては、これらの対象団体に加入をしている町民1人につき5,000円を交付し、1団体の上限を10万円とします。

なお、団体に監督やコーチがいる場合、これは少年団が対象になるかと思いますが、こちらにつきましても町民に限り2名まで支援金の算定に含めることとしております。

支援金の使途につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策及び団体の活動の継続に資するものに限りませんが、基本的には団体の裁量にお任せをすることになるかと思えます。ただし、感染拡大を助長する可能性があるもの、例えば飲み会の費用ですとか大会の賞品購入などは、多くの人々が密集する可能性がありますので禁止とし、その他活動の継続に関連をしないものを使うことは禁止としております。

事業費につきましては、179万5,000円となりますが、こちらは先ほど申しました団体数と会員数によりまして支援金の額を算出したもので、こちらは上限値ということになります。実際には町民のかたのみとなりますので、この額よりも減るものと推測をしております。こちらの事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金140万円を充当をするということとしております。

以上で、こちらの事業の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

平野委員長 皆さん、最初の説明にあったとおり、きょう説明ある事業全て6月定例会で上がってくるものですので、そこを踏まえた上での質疑をお願いしたいと思います。

それでは、①の事業について説明がありましたが、ご質問あるかたお受けいたします。

そこを踏まえた上での例えばこれよりもっと良い案があるよとかっていうことがあれば、この場で提案していただければもしかして本会議の中で改善してくるということも考えられますし、前向きな質疑等を。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。おはようございます。

いま事前審査になる可能性あるっていうんですけれども、いま現状見ているスポーツ少年団、本当に大変子ども達野球関係、外で野外やってやる大会がないと、去年もコロナの影響で大会がないと。そして、やはりそれを学年で最後になってしまう、寂しいよねっていう話でやっていたんですよ。どこまで大会を今回はお金の部分で出てくるんですけれど

も、これは本会議の部分で、どこまで練習試合もだめなのか、集まって練習もだめなのか、そこら辺の規制というのはどういうふうにかえたらいいのかなっていうのが素朴な疑問なんです。これ子ども達にとっては、本当にスポーツ少年団活動ってすごい大事だと思うんですけども、この辺の見解っていうのは町としてどう考えているのかだけは聞いておきます。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 少年団の活動についてということでご質問をいただきましたが、こちら少年団につきましては、大会ですとかあと練習です。緊急事態宣言ですとかコロナのこういった状況の中での練習につきましては、少年団は必ず上部のほうに北海道函館地区ですとか北海道の団体がありまして、そちらのほうから練習を自粛してくださいとか、あと大会のほうの中止ですとかそういったのを見解を示されまして、それにしたがって活動をしているところでありますので、そういったことをご認識いただければと思います。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 ちょっと一つお尋ねをさせてください。

記載には、会員数は町外含むっていうふうになっていますよね。そうなんだろうけれども、この交付基準のところ、これらは当然入っていないんだろうけれども、ここで町民1人につき5,000円っていう表現なんだけれども、具体的には何名っていう数字つかんでいるんですか。その辺ちょっと教えてください。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 町内にあります少年団、あとサークルですとか協会です。こちらにつきましては、教育委員会のほうに基本届け出をいただいている団体がほとんどでありまして、その中で人数のほうも一緒に出していただいているところなんです、こちらにつきましては特にサークルがそうなんです、町外のかたもサークル活動に参加されている場合があります、そういった人数も含まれておりまして、それがいまこちらのほうで把握している人数が382人ということになります。こちらにつきましては、コロナ交付金の対象ということにしているという観点もあります、やはり町民に対しての支援という形になりますので、今回町民1人に対して5,000円という基準を設けさせていただいているところでありますので、こちらはあくまでも上限ということで、ご認識いただければと思います。この人数の中の町民が何人いるかというのは、現段階ではまだわからないところでありまして、こちらにつきましては最終的にこの事業が実施される段階になりましたら、各団体から申請とそれに伴いまして活動計画です。活動を継続していただくというのが趣旨でありますので、活動計画とあと申請段階の会員名簿を出していただき、その中に住所ですとかも記載をいただいて、その中の町民のかたを対象としたいというふうを考えておりますので、現段階でこの人数の中の何人が町民というのは把握をしていないところであります。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 なんとなくわかったんだけど、でも例えば事業費を設定するのにあたって、その辺がわかっていないとできないんじゃないんですか、私の感覚的な思いなんですけれども、その辺も含めて。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの人数につきましては、全体でこれだけということで人数を出していただいているものでありますので、最大でその中でも団体によっては、やはり 1 団体で 5 人までしかいないところですか、20 人以上いるところですかいろいろありまして、そういった中でこちらのほうで各団体見込み数を出して、それで 1 団体あたりの支援金の額を算定をいたしまして、この事業費を積算をしております。実際には、やはり町外のかたも中には含まれるということがありますので、ここまでの予算が全て使い切るといふふうには、こちらも想定はしておりません。以上です。

平野委員長 もっとわかりやすく、382 名いるんでしょう。掛ける 5,000 円だったら、191 万円になるけれども、いまこの金額は 359 名分ですよ。その 20 何名減らした根拠っていうのが町外の人がこの人数だっていうことなのか、そうではなく。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの予算につきましては、各団体ごとにこちらのほうで把握している人数か、若しくは見込みの人数で各団体ごとの支援金の額を算定をしまして、その合計をしますと 179 万 5,000 円というふうになっておりますので、上限 10 万円というところもありますので、上限にいつているところは 10 万円までという算定をしておりますので、人数掛ける 5,000 円の金額になっていないっていうことで、ご認識いただければと思います。

平野委員長 細かい分析がされた上でのっていうことですよ。わかりました。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 スポーツだとか文化について、この支援をしていただけるって大変ありがたいなと思っています。ただ、この交付基準、私はこれだけいけないと思うんです。1 人いくらっていうのは、スポーツ団体の場合は少年団含めて、人数が多いんですよ。例えば協会のパークゴルフ協会、この基準からすれば 10 万円もらえる団体なんですよ。ただ、文化系のサークルなんかは少人数なんです。強いて言えば、ダンスサークルさんなんかはちょっと人数多いんですけども、あとは 5 名だとか何名で文化の活動をしているって。ですから、町民 1 人いくらでなくて、団体に交付金を例えば 3 万だとか 5 万だとかって交付するような算定に訂正できないのかなって。これ例えば本会議にこのままかかれば、私はやはりこの部分については抵抗しなきゃならないのかなって思っています。やはりそういう格差が意図するところが本当にどこにあるのかっていうすごく各活動の自粛、例えば公民館を使えないだとかっていうそういう部分だとか、いろんな発表会・大会も展示会もないし、その部分に対しての支援だとすれば、やはり団体に 1 団体いくらっていう交付基準に改めるべきでないかなというふうに思っています。

それとやはり、交付金の使途は使い道は各団体に委ねますよって言うけれども、きちんとここにも明示もしているんですよ、こういうことはだめですよって。あとそうすれば、何に使うんだろうっていう部分もあるんだよね。その辺もきちんとやはりもしこのままでいくとすれば、その辺も明確にきちんと細かい部分を出してもらわないと、このままでは「いいですね」って言うわけにはちょっといかないのかなと。町長、これ交付金には町民 1 人いくらでなくて、団体なり 1 団体いくらっていう交付基準に変更できないんですか、その辺。

平野委員長 町長。

鈴木町長 竹田委員の質問にお答えさせていただきます。

交付基準の1団体上限が10万、そして町民1人につき5,000円という制度設計の見直しについてどうかというようなご質問です。

ここの交付基準につきましても、相当協議を重ねました。例えば5人までいくら、10人までいくらとか様々なパターンを考えたんですが、公平に制度を設計した最終的に私達がこれでいこうと決めたのが今回提案させていただいたものであります。サークル例えば3人のところと10人のところが同じ金額というのもやはりちょっといろいろ難しい部分も出てくるんじゃないかと。5人のところと例えば25人のところのかたがそういったところに一律に出すよりも少年団やサークル活動の実情にあわせた制度設計をすることがより公平に支援、そして安全に活動を継続していただくために必要な支援なんじゃないかとそのような結論を出してこのような制度設計にさせていただきました。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま町長からご答弁いただきましたけれども、先ほど公平性云々という話も出ましたね。いま竹田委員のほうから団体にするべきじゃないのかというお話をいただいて、いま内容を聞いて私もそのとおりかなと実感しました。やはり特に子ども達の場合は、例えば活動したくてもできないとか中にはいるんじゃないかと思うんです、把握はしていないけれども。ただ、そうなった時にいまの内容が1名5,000円とかっていう金額を定めてしまうとなんとなく公平ではないんじゃないかなってというような、やりたいけれどもできない子どももいるのになって。そういうことも思うとやはり団体的に絞ったほうがこれ上限10万というようなことで、いろいろ算定の方法はあるんだろうけれども、そのほうが私も個人的には賢明かなっていうふうにはちょっと思いました。ぜひその辺の再考をお願いできればなとは思っています。以上です。

平野委員長 ほかよろしいですか。

又地委員。

又地委員 まず、町民につきっていうことの部分、これ例えばサークルに入っている人が町外の人にもいるわけですよ、いるということだよ。そうすると、感染防止対策を考えた時に、町外の人には手当をしないとこの部分からいけば。だけれども、サークルに参加すると。町外の人がコロナの菌を持ってきたと考えられるよね。あなたは町外だからこのサークルに入っているけれども、来ないでくださいと言っているのと同じですよ、この政策は。

それと、例えば1人5,000円ということになれば、町長は公平性をと言ったけれども、何も公平でない。例えば5人のところは、2万5,000円もらえる。ところが20人以上いる、20人までは10万だ。20人以上の時は、10万で打ち切り。これ不公平ですよ。不公平でしょう、公平でないですよこれは。私はそう思う。

それと、例えば支援金の使途ってあるんだけど、これ例えばスポーツ少年団等は、もう既に監督さんなりコーチがこの対策をしている部分もある。例えば、マスクだとか消毒用品だとかという部分に関しては。過去にもう既にその対策をしている部分に関しては、補助金として申請もしているのかどうか。これ申請でないんだよ、今回の政策は支給なんだ。だから総じて言えば、例えばこんなに39団体があるって言うのであれば、金額を決

めないで各団体がこういうことをしたいと。強いては、これだけかかりますという申請を制度みたいなふうにしたらどうですか。これ強いて言えば、この部分では 179 万 5,000 円だけれども、充当金がまだ 1,482 万 4,000 円残っていますよね。今回、6 月の定例に出してくる補正予算を全部かけたとしても。だから、何もこっちのほうから 1 人町民 5,000 円とかあれしないで、各団体にどういう対策をしますかと。そして、申請をさせるほうがいいんじゃないですかこれ。例えば、179 万 5,000 円よりもオーバーしたと。だけれども、まだ残っているんだから、お金が、1,482 万 4,000 円残っているんだよ。そうすると、ある意味では本当に町民目線からいったら、なんか申請なんだから公平だなというふうに捉えてもらえるんじゃないのかなとそんなふうに思うんだけど、町長が言う公平というのは、なんか私の見解とちょっと違うんだよね。例えば、40 人いると。パークゴルフ協会は、結構おりますよ。そうしたら、10 万円で打ち切りだということでしょう。だけれども、サークルで例えば 5 人より会員がいないと。でも 2 万 5,000 円はもらえる。だけれども、40 人いるパークゴルフ協会が 10 万よりもらえないと。そうしたら、2,500 円ですよ。そういうことからいったら、何も公平ではないですよ。そうじゃないですか。だから、私は各団体からの申請をさせると。例えば、1 サークルが集まるについては、まだ消毒用品だとかマスクだとかそういうものは調べていないと。ついては、それを調べたいと。このくらいかかるんですけどもというような申請をさせればいいんじゃないかな。こっちのほうから金額 1 人町民 5,000 円と言うよりも、かえっていいんじゃないかなと思うけれども。

それと 382 人の部分の田畑課長、このサークルが例えば 18 ありますと違って書いてあるんだけど、教育委員会に届けている各サークルあるいは団体の人数だけでもいいから出してくれれば大していい。そうすると話がしやすいと思うんだけど、ないんですか。先ほどから教育委員会がと言っているんだけど。

平野委員長 各委員よりいろいろご提案と言いますか意見出されましたが、総じて答弁があればお受けしますが、あと資料についてはすぐ用意できるのかと。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず、申されましたこちらの積算を出しております 39 団体と人数に関しましては、資料がありますのでこれから配付をさせていただきたいと思っております。

また、交付基準についてもいろいろご意見それぞれいただきましたので、そちらにつきましても再考をさせていただきたいなというふうに考えておりますが、ただやはりどうしても人数がある程度多いところは、当然それだけ費用がかかるというところで、そういったところにつきまして出すということで、人数に対してということで積算をしていたところですが、ご意見ありましたのでこちらについては、再考させていただきたいなというふうに思います。まず、資料のほうを出させていただければなど。

平野委員長 資料をまず会議は継続していますので、用意でき次第配付してください。

1 点私から、コロナの感染防止対策に支援金を使いなさいよというのが基準だと思うんですけども、後段の「活動の継続に資するもの」ということは、要はこれ何でもいっていいことになりますよね、備品用具。だから、その団体によっては先ほど議長が言われたように、マスク等は既にもう用意したから、この 10 万円をいただいて単純に器具を買いますっていいことでもいっていいルールっていいのかなのか確認。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 用途につきましては、活動に資するものということになりますので、活動に対する備品ですとか、例えば材料費ですとかそういったものに使用していただいてもいいということにしております。

平野委員長 わかりました。この辺で質疑を打ち切って 2 番に進みたいと思いますが、よろしいですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 12 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、②番の木古内町漁業継続支援補助事業について、説明をお願いいたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 産業経済課、片桐でございます。

私のほうから、次第にあります木古内町漁業継続支援補助事業から木古内エール商品券第 3 弾事業までを説明をさせていただきます。

それでは、資料の 3 ページをお開きください。

上磯郡漁業協同組合が、今回のコロナ感染拡大が長期化していることを受けまして、販売単価が低く推移したということもありまして、手数料収入が当初計画よりも大幅に減少いたしました。このため、上磯郡漁業協同組合では、1 市 2 町に対し支援の検討を要請。

1 市 2 町では、この要請に基づき協議を行った結果、足並みを揃えての支援が必要であると判断をし、このたび支援を行うものでございます。

支援先については、上磯郡漁業協同組合。

支援の内容については、R 2 年度の当初計画と比較をしまして、減少となった販売額に対する手数料分をコロナの影響として、各市町の組合員数に応じて按分して支援をいたします。

販売減少の状況でございますが、単価減となりました魚種がヒラメやカキ、取扱減となった魚種がホタテやコンブなどとなっております。

令和 2 年度の販売実績額が 10 億 1,500 万円ありまして、当初計画の 11 億 9,400 万円と比較をしまして、1 億 7,900 万円の減となりました。

この減少額の内訳ですが、鮮魚で 8,900 万円の減、製品で 9,000 万円の減、これに鮮魚の 6 %、製品の 3.5 %の手数料率を乗じて算出した金額を影響額として定め 851 万円となりました。この影響額を 1 市 2 町の組合員数で按分をし、当町の負担額が 123 万 4,000 円となっております。

財源については、地方創生臨時交付金の充当を考えております。なお、北斗市、知内町の状況でございますが、こちらいずれも 5 月の臨時議会で予算措置を行ったと伺っております。

また、4 ページの販売取扱高計画・実績対比の表については、令和 2 年度の上磯郡漁業協同組合の計画と実績の対比表となっております。こちらについては、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上で、漁業継続支援補助事業の説明を終わります。

平野委員長 ②番について説明をいただきましたので、質疑・ご意見を伺いたいと思います。

新井田委員。

新井田委員 一次産業特に漁業に関しては、いろいろ問題があって我が町も相当なる支援策も含めて、いままでもやってきた状況にあるのは認識しているんですけども、ここでこの経緯とか内訳書いています。ただ、ちょっと気になるのは販売減少の状況っていう中で、取扱減となった貝類、これってこんなのって別にコロナだから量が減ったってことじゃないんじゃないの。この辺のやはり本当にコロナで、わかるよ、単価減になったっていうのはそれは理解できる。だけれども、取扱量なんていうのはこれはたしてコロナのせいなのって私は個人的には思う。

それと、木古内町の26人というこの数字、その中で123万4,000円が負担金だよということなんだけれども、この4ページの内訳表。この辺の分析ってどうされているのかよくわからないんだけど、特に海藻類っていうのはやはりいわゆる海上養殖だよ、ある種。この辺が三角マーク付いていると。これは、販売実績が金額ベースが低くなったからっていうことなのかもしれないけれども、この辺が本来赤字なんていうのは考えられないんだよね。普通養殖事業っていうのは、ちゃんと数字が見えて、いままでそれなりの成果を上げてきて、尚且つ今回の地域おこし協力隊の伊藤さんなんかでも「ここに来て頑張るんだ」って言うぐらいの形で来ているんだけど、この辺がどうも気になるよね。だから、全てがトータル的に漁組さんの言うことはわからないわけではないけれども、中身をもうちょっと精査した中で、これはいったいどうなんだっていう部分をやはり行政としてもお示ししないと私はいけないと思う。私が言っていることが間違いだったらごめんね。

ただ、水産製品の加工物に関しても海藻類、ただ養殖ワカメだとかコンブだとか、あるいは塩蔵コンブだとかっていうのは赤字になっているわけだ。だから、この辺がどういふふうにして物がなくてそうなのっていうことなのか、物はたくさんあるよ、だって途中でぶん投げているんだから、ワカメなんて。だから、そういう部分をちょっとやって出さないってことじゃないけれども、出すことによってやはりこの辺ももうちょっとなあなあで聞くっていうことじゃなくて、もうちょっと中身を実はこうなんですって我々にお示しをしていただかないと。言ってきたから、はいわかりました、じゃあ皆さんどうですかっていうことだとそんなふうに感ずるよ我々。この辺どうなの、例えば取扱減のホタテだとかカキ、この辺は先ほど言ったようにくどいようだけれども、はたしてコロナのせいだと思いますか。あるいは、養殖用のワカメだとかコンブだとかっていうのは、どんなふうに行行政は捉えているんだってことです。この辺ちょっと教えて。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 又地委員。

又地委員 赤字だったっていうことは上磯郡漁業協同組合、北斗・茂辺地・当別・木古内・知内で赤字だったと。そうしたら、基本的には私は組合は各単協は、独立採算制だと思っているんです、現状は。その中で、上磯郡漁業協同組合の全体の部分はこれでわかった。

わかったけれども、木古内町漁業協同組合単協はどうだったのか。その報告がなければちょっと困る。出してやることはだめだとは言っていない。だけれども、いま言うように木古内町漁業協同組合はどうだったんだろうということの報告がなければだめでないか。

みんな頑張っているんだ。そして、町長の政策の中にも漁業振興で随分お金も出してやっている。議会も浜も行政も一緒になって頑張っているんだけど、単協自体の報告がないというのはだめだ。その辺わかりますか。

平野委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 新井田委員のご質問のほうをまず先にご説明させていただきます。

まず貝類の部分でございますが、実際これがコロナの影響があるのかどうかというところでございます。こちらにつきましては、特にホタテにつきましては、上磯郡漁協のホタテは韓国のほうに輸出をしております。実際、昨年度コロナの影響でこの輸出がほぼほぼ止まってございまして、そちらの輸出ができなかったことによる数量が販売ができなかったということで、影響が多くございます。また、カキ類も含めてではございますが、やはり一部の養殖物のほとんどが首都圏のほうにも海産物は届いております。コロナの影響で首都圏の卸業者さん、小売業者さん、飲食事業者さんの影響が大きくて、出荷が著しく止まっている。または、単価が減がなっているというところで、貝類は特に影響を受けているところでございます。また、海藻類です。こちらにつきましても、やはり主に使っていただく飲食事業者さんの仕入れが少ないというところで、単価減っているのも実際でございます。また、若干実入りというのも影響はあるかとは思いますが、やはりコロナの影響で一部影響があるというふうに判断をしているところでございます。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 又地委員のおっしゃっていた関係です。

今回、上磯郡漁業協同組合の販売取扱高の計画対比ということが資料として付けております。おっしゃるとおりだというふうに思っておりましたので、上磯郡漁業協同組合のほうにうちのほうからも依頼をしまして、次定例会の時までには木古内町の販売実績額のほうの資料のほうを提出させていただきたいというふうに思います。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 課長、この助成する金額を決める前に、それをしないとだめじゃないか。あれでしょう、例えば独立採算制ですよということわかっているでしょう、各単協の。であれば、もう一番大事なことは我が町の漁業協同組合はどうだったんだろうと。そこからスタートして、例えば木古内町漁業協同組合が黒字だったらどうなった。黒字だとすればこれ突っ張らなきゃならない、ある意味では。だけれども、上磯郡漁業協同組合だからという部分を考えれば、全く黒字でも出さないっていうわけにはいかない、それは私もわかる。

だけれども、単協の独立採算制でやっていて、そしてその収支もわからなくて、全体的にあれだから負担金出しますよというのは、これは担当課としてはお粗末だ。

あと福井（弘）主査、例えばホタテがとかコロナの関係でとかって言っている。そうしたら、木古内のホタテ業者何人いるんだ。あるいは、カキだって同じだ。そういうことを言うのであれば、なおさら木古内町漁業協同組合の単協の収支はどうだったのかということ調べるのが先じゃないのか。そして、木古内はこれだけ赤字だったというのははっきりしたと。そこから、スタートするのがやはりあれじゃないのかな。コロナのお金が国からきているから、いいやいやと。全体で 800 いくらの赤字だから、1 人頭組合員が按分して 4 万何千円を出してやればいいんでしょうと、それなら困る。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま又地委員からもいろいろちょっとご指摘あったんですけれども、やはりこういう資料はもちろん事前に我々資料をいただいて、最終的には同じことを皆さんおっしゃっているんだけど、やはりもう少しアドリブ入れてくれて、そうでないとわからない。だから、内容はこうだけれども、この部分は実は書いていないけれどもこうなんだとか、もうちょっとアドリブを入れてやらないともっともっとやはりわかる部分があるので、どうしても我々この文面しかおっしゃらないからどうなんだろうこうなんだろうっていういろいろ聞くわけです。だから、痒いところに手が届くぐらいのスタンスでやはりやってもらわないと、いろんな苦情っていうわけでもないけれども、いろんな声が出てくると思いますので、ぜひその辺は次回からまた要望として受けてもらえればなと思います。以上です。

平野委員長 本会議にいま言われた追加資料が出るそうですので、それをもとにまた皆さんから質疑本会議の中で出していただければなと思います。

続いて、③番目の説明をお願いいたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 それでは続きまして、木古内町感染防止対策協力助成金についてご説明をさせていただきます。

資料の 5 ページをお開きください。

このたび木古内町が緊急事態措置の措置区域に指定をされたことによりまして、北海道から要請されました時短営業やアルコール類の提供時間短縮、これを実施する事業者には、北海道から 1 日に 2 万 5,000 円から 7 万 5,000 円までの協力金が支給されます。

町では、今回の北海道の措置から対象外となる飲食事業者 5 者に対しまして、通常午後 8 時までの営業を守っていただき、且つ酒類の提供の時間短縮に応じていただいた飲食事業者に対し、感染拡大に協力いただいている事業者としまして、北海道と同額の支援を行うことといたしました。

助成対象事業者については、5 月 16 日時点で、町内に店舗を有し飲食業を営むもの、また午後 8 時までの営業及び酒類提供時間の短縮に協力をいただいた飲食事業者。なお、このあと説明をいたしますが、木古内町特別支援金を受給している事業者を除きます。

対象期間は、緊急事態措置が発令された日、5 月 16 日から 5 月 31 日までの 16 日間。

助成金の金額については、1 日あたり 2 万 5,000 円といたします。

申請期間は 7 月 30 日までとなっておりますが、ここはちょっと訂正をお願いいたします。

8 月 31 日までとさせていただきます。助成金については、16 日間、2 万 5,000 円の 5 店舗で、200 万円の事業予算で運用してまいりたいと思っております。

資料の 6 ページについては、交付要綱を添付しておりますので、ご確認いただければと思っております。

以上で、木古内町感染防止対策協力助成金の説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

東出委員。

東出委員 確認をさせてください。これは、当町でやる協力助成金なんですけれども、例えば国のほうでやったちょっと名前出てこないんですけれども、5 月 31 日で締め切った国の制度ありましたよね。1 個人 30 万、事業者であれば 60 万という私その改名忘れたんだ

けれども、そういう人達でもまたは協力助成金を対象として考えていいのであろうかという質問なんですけれども、わかりますか意味。

平野委員長 支援金の受けられたかたも関係なく対象なのかということが主な趣旨です、質問の。

片桐課長。

片桐産業経済課長 ただいまの東出委員のご質問ですが、緊急事態措置協力支援金という制度がありまして、こちらを受給された事業者については、うちの今回の感染防止対策協力助成金については、支給対象外というふうになります。

平野委員長 東出委員。

東出委員 いま言った緊急事態のあれは、令和2年度若しくは令和元年度の3月・4月・5月の3か月間のうちのどの月かが50%以下の時に、対象になった業者ですよ。それはそうなんです、私わかっているから。ただ、今回のこれは売上の何パーセント落ちましたよということじゃなくて、単なる協力支援金というふうに見ていいんですか。あと深くはまた本会議でやるけれども。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 おそらく東出委員がおっしゃっていた支援金というのが緊急事態宣言の影響緩和にかかる一時支援金ということだと思えます。それであれば、うちのいまのこの感染防止対策協力助成金は、受けられます。うちのほうでいま東出委員のおっしゃっていた支援金とうちがいま説明しました支援金と間違えていましたので、いま東出委員がおっしゃっていた一時支援金っていうものについては、これを例えば受給されている事業者については、うちの今回の感染防止対策協力助成金も受けられます。受給が可能です。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 試算の仕方、あなたの方の考え方をちょっと正したい。例えば5月16日から31日まで、延べ16日間ってあるんだけど、例えば対象になる店屋さんが5件だと。この5件の店屋さんは、あなた方は16日間ではじいて2万5,000円で40万円だ。200万円。

これあれかな、普通の月でも休みなくやっているのかな、この人方。普通一週間に1回は休んでいる。例えば対象、食堂関係が多いよね。そうしたら、本来は16日間でなく、一週間に一度は休みある。そうしたら、14日間とかになるんじゃないのか。私、そういうはじき方っていうのは、ちょっとわけわからない。これ国からきているお金だからって財源が、これ一般財源から出ていくとしたらこんな試算していたら怒られる。普通一週間に1回は休んでいるどこでも、石川屋さんであっても青木さんでも。そうしたら、そういう考え方に立つべきじゃないのか。365日やっている店なんてない。その辺の見解を伺いたい。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 今回のこの感染防止対策協力助成金については、北海道の緊急事態措置協力支援金に今回対象から漏れた事業者をうちのほうでは救ってあげたいということで、今回提案をさせていただいております。そもそもの北海道の協力支援金についても5月16日から5月31日までという基準がありますので、町についてはそれにしたがって今回は提案をさせていただいているという状況でございます。

平野委員長 又地委員。

又地委員 それはわかっている。だけれども考え方、例えば国からきているお金だと。そうしたら我が町独自の考え方であってもいいんでしょう、別に。何も私はそう思う、考え方とすれば。16日間だよと、だけれどもよくよく考えてみたら、365日やっている店なんてないよ。一週間に1回は働き方改革であってもなんでもなんでも店は休んでいますよ。国で例えば緊急事態宣言をしたから16日間くれてあげなさいってことでないでしょう。

それは、自治体独自で考えてもいいはずだと思っている私は、私の考えは。だから、半月の間に2日休んだと。そうしたら、14日間でいいでしょうと思う。国では国では言うけれども、我が町の独自性が何も見られないと思うんです。それ以上は言いません。

平野委員長 ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 ないようですので、1時間以上経過しましたので、調査事項の1の6分の3終えましたので、ここで休憩を挟みたいと思います。10分間、休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、木古内産米エール事業について、説明をお願いいたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 それでは、木古内産米エール事業について、説明をさせていただきます。

資料の7ページをお開きください。

コロナの影響で、外食産業の米需要が低下をし、米価の下落や米の過剰在庫が懸念されています。このため町内の各世帯に配布をし「木古内産米ふっくりんこ」を召し上がっていただくとともに、町の友好都市であります東京都江戸川区が緊急事態措置を長期にわたり受けており、区民の皆さんの疲弊も深刻でありますことから、友好都市である木古内町が精神的な支えになればというふうに思いまして、木古内産米の米をお贈りし、友好都市との関係強化に努めてまいります。それと同時に過剰在庫の減少と、木古内産米のPRを図ってまいります。

事業内容ですが、住民への配布については、木古内産米ふっくりんこ3kgを全町民に配布をいたします。また、江戸川区に対しては、こちら記載漏れで申し訳ございませんが、1,500kgをお贈りいたします。

支給対象者については、6月1日現在で住民基本台帳に登録されている住民、概ね3,900人程度を予定しております。

支給方法については、民間配送事業者より直接対象者の世帯主及び江戸川区へ配送していただきます。

事業費用ですが、米の購入費用としまして住民1名につき3kg、人口が3,910名と積算をしまして、約434万円。次に、江戸川区のほうですが、10kgを150個用意しまして、55万5,000円と。配送料は記載のとおりとなっております。

町内での配送においては、現在関係機関と調整をしているところでございますが、施設

入所者等については、家族のほうにお渡しをしたいというふうを考えております。また、返戻されたお米の扱いについては、現在協議中でございます。

以上で、木古内産米エール事業の説明を終わります。

平野委員長 質疑をお受けします。

新井田委員。

新井田委員 いまの木古内産米のエール事業についてのことについて、何点かちょっと聞きたいと思います。

目的に記載されている米価の問題、いろいろこれに伴う意見書も出ております。ですから、そういう懸念は十分感じられるということでしょうけれども、一つはコロナの対策でいけばもうほとんど記憶しているのは結果ありきで、「懸念」っていう言葉を使っているんだけれども、結果ありきでいままでそれに対応してきたのがコロナ対策かなってちょっと違うかもしれないけれども、私はそんなふう感じていました。ここで「懸念」が記載されているっていうことでいけば、ある種何でもありきかなど。コロナに関する部分に関しては、いろんなことが懸念されるわけだから、それに対してこうだああだっていう部分に関しては、ちょっと違和感を感じます。そういう部分で結果、例えば前の部分に触れるけれども、一次産業の漁業の部分でもやはりこういう状況だからこうしてよという結果を重視した中での支援策を講じてきているわけですよ。だけれども、ここでいけばくどいようだけれども懸念をまず一番先に文言出していると。

それともう一つ気になるのは、このコロナ禍の中でいろんな人が困っている中で、過剰在庫云々っていうこともあるんだけれども、特に1番目的の一番最後の部分。「木古内産米のPRを図る」って、ここが私引つかかる。PRするためにコロナのいま困っている中で、ワイワイ騒ぐのっていうこと。これちょっと文言おかしいんじゃないかと思う。感染の最中に木古内の米、PRしていくんだって、おかしいんじゃないか。この辺の文言のあり方について、どういう解釈の中でこういうふうになったのかちょっと説明願いたい。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず1点目の懸念されるという状況でございますが、こちらについては全国の在庫が10月末で15万tあるということです。令和2年度10月末で27万t、ますますこれが増えていくであろうということに対するまず懸念ということで、使わせていただいております。さらに、道内のお米の数が販売計画がありまして、その86%にしか届いていない状況ということも一つの懸念材料としてあります。もう一つは、木古内産米のPRということでございますが、こちらについてはやはり友好都市であります江戸川区に対してもせっかくの機会ということもありますので、そこについては木古内産米を食べていただくということを念頭におきまして、今回このPRという表現を使わせていただいたということでございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 どうもおもしろくない。いま答弁の中で、「せっかくの機会」っていう話なんだけれども、このコロナ禍の中で「せっかくの機会」なんてあり得ないでしょう、そんな表現なんて。そういうことで、非常に配るっていう行為に関しては別に違和感ないし、ある種一つの行政の策としてそれはそれでいいと思うんだけれども、ただやはりどうも運びが個人的には引つかかる部分がある。やはり困っている、本当に困っている、この懸念っ

ていうのはある種何回も言うけれども、困っていないんだよ現在、ある種。その先は困るんだらうけれども、いま困っているっていう部分ではないんだ、私はそういうふうに対処したいとか、そのためのこういう施策なんだらうけれども、でもそれはなんかそんなふうに感じないね。だから、成り行きでそういうせっかくの機会とかっていう表現になったんだらうけれども、でもやはりそういう表現自体も私はちょっと違和感あるし、おそらくこの趣旨を江戸川区に持って行ったら、美味しくくないねって思うはずで、こういう文面見たら。困っているってみんな困っているのに、なんか余っているからくれるんだっていうような表現悪いけれども、そういうふうを感じる、申し訳ないけれども。

やるなっていうことではないけれども、やはり目的をもうちょっとこの文言を誰が見ても「なるほどな」というようなやはり表現をしてほしい。ちょっと要望だけれども、この辺文言の再考をしてくださいよ。その辺ちょっと。

平野委員長 そのようなご意見が出ましたので、ほかございますか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 支給に関しては全然問題ないと思うんですけども、ちょっと確認したいところで支給対象者、②番の東京都江戸川区住民ってあるんですけども、事業にかかる費用でその分 150 件ってあるんですけども、これの根拠っていうのが知りたいということ。

平野委員長 加藤（崇）主査。

加藤(崇)主査 いま 150 個というお尋ねでございましたが、米 10 k g を一つの単位と言いますかパッケージにして、それ以上多いパッケージというのはなかなかないということで、米 10 k g を一つのパッケージという形で、それを 150 個ということで送らせていただくという考え方で、150 個という数字を積算させていただきました。150 というのは、150 世帯に 10 k g を配るというそういう意味ではなくて、まず一度江戸川区のほうに送らせていただいて、その中で事業等に活用などそういうような形でしていただければというようなことで、送らせていただきます。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 いまの関係については現在、関係機関と調整をしておりますので、この状況ではちょっとお答えはいま控えさせていただきたいというふうに思います。

平野委員長 そうしたら、どういうふうに相手方が使われるのかわからないのに、その P R とかっていうことにつながることもわからないわけでしょう。だから、相手方と協議されているのかわからないけれども、この 1,500 k g を送るこの数量の目的、どのような区民なんて人口多いわけですから、多くの人に配れる数でもないし、これをどのように本当にコロナの支援として活用してもらえるのか、そしてその流れで P R にもつながるっていうことを根拠にしているのかっていうのがいまの廣瀬副委員長の聞いたことなんです。

それをいまはわかりませんがって言ったら、その数を算出したなんでこの数なのっていうことになるじゃないですか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 東出委員。

東出委員 友好都市でいままでだったら、平均山形との関係が多かったわけですね。こ

こへきて取って付けたって言ったら失礼な言い方なんだけれども、なんでここに来て江戸川区になってしまったのかなという思いも私はあるんですよ。ただ、ここで1 t 500 k gの米を江戸川区にやることは良いんだけど、はたしてこれが江戸川区との協議の中で、木古内産米の消費拡大に協力をしてくれるという部分だとか、ある意味では1 t 500 k gもらうので、江戸川区としては「生活困窮者だとか母子父子家庭だとかそういうところにお配りしたいので、木古内さんよろしくお願いします」と言うのであれば、私は木古内も友好都市の区民に対して良いことをするんだなというふうに私は良い意味で大変理解するんだけど、なんかいまこの説明を聞いているとここでなんで江戸川区なのかなという疑問を抱いちゃうし、この辺については相手方とどういう話し合いをしてこういう経過に至ったのかをきちんと我々に伝わらないと我々も腹から賛成ですとはなかなか言い切れない。だから、あなた達もうちょっと今回事前調査なんですよ。本来これ議会の本会議の中でやらなきゃならないことをあなた達に対して、力を貸してあげているんですよ我々。

正々堂々と6月議会の中でやるべきことなんだ。ただ、いまそういうふういきょうは所管事務調査なんだ。事前審査の全員協議会じゃないんだよ。だから、その辺もきちんとあなた達に対するいまここで知恵を与えたり、あなた達の考え方を聞いているんだから、ここできちんと説明してください。なんで江戸川区なの、そして江戸川区のどういう形で、その人達はこの木古内のふっくりんこを食べてもらうの。そこは、やはりここはあなた達ふんどし締め直してきちんと説明してください。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、江戸川区です。江戸川区については、町のいま友好都市として関係が極めて築いているという状況でございます、ここ数年ここ2年くらいはコロナの影響で行き来はしておりませんでした、現在も友好都市ということの位置付けの中では、動いております。

それと、江戸川区についてはいま緊急事態措置を受けておまして、それも長期にわたっていま長く緊急事態措置が受けているという状況もありますので、当然区民の皆さんについては、やはり疲弊をしているというような状況で、町としてじゃあ何ができるんだろうかと考えた時に、やはりそこは木古内産米のふっくりんこをお送りしまして、少しでも生活の役に立っていただきたい。あるいは、区役所のほうと協議をした中では、基本的にはいま区民と言いますか生活保護受給者、並びに施設の入所者に対して木古内産米のふっくりんこを使っていたりするようなそんなような取り組みも現在、区役所のほうでは進めているというふうに伺っておりますので、町とすればそういうところで少しでも友好町の間関係を築いていきたいという思いから、こういう事業を展開させていただくということでございます。

平野委員長 そうしたらいま言うように、本当の最終決定はあちら側にお任せしているということなんでしょうけれども、例えば生活保護受給者とかそういう世帯に配るのであれば、この1,500 k gを10 k gずつ配るとしたら数全然足りないわけじゃないですか。PRも含めるのであれば、もっと少ないキロ数で数増やすとかしたほうが多くの人にあたるんじゃないですか。木古内みたいな人口のところであれば、このぐらいの数でも絞ってやれるんじゃないでしょうか。

又地委員。

又地委員 友好町だから米を送る、良いことだなと。例えば、過去に江戸川区のお祭りの時には、随分木古内の人方も行ってお世話になってきたということも考えれば、送るということはたぶん喜んでもらえるだろうと。ただ、江戸川区というところは東京 23 区の中で、一番福祉政策が進んでいる区なんです。ただ、いま同僚委員が言っているように、例えば送ってどこに使うかというのは向こうで決めれば良いことだと思う。ただ、1 t 500 k g を送るにあたって、例えば生活保護世帯云々だとかいう話も出ているし、あるいは保育園だとか幼稚園だとかそういうところをある程度調べた中で、1 t 500 k g って決めたのかなと私はそう思っていた。だけれども、全くそういうことでもないんだよね。だから、例えば 1 t 500 k g をもらうほうも 1 t 500 k g をどういうふうに使ったらというような、どこにどうやって分けてやったらというような、ある意味では困る部分もあるだろうというふうにも思うんです。だから、例えばきちんと江戸川区の現状を把握した中で、このぐらいというふうにはじいた 1 t 500 k g ではないんでしょうこれ。はじいたんですか。だから、そういうことをもしはじいたのであれば、はじいたような説明をすればいいんじゃない。ただ、先ほど同僚委員が言った木古内産米の P R であるでしょう。これは、火事場の泥棒みたいなものです。この文言は削除したほうが良い。なんとなく味が噛んでもふっくりんこの味がしてこないですよ、なんとなく。はじいたのであれば 1 t 500 k g の部分を説明してください。もし足りないようであれば、足りないと言うのであれば、何回も言うけれども 1,480 万円まだ残っているんだから、十分とはいかないまでも喜んでもらえる数量を送ってやるべきじゃないのかなとそんなふうにも思う。

平野委員長 町長。

鈴木町長 まず先に、平野委員長からできるだけ多くという 10 k g ではなくて、小さいパッケージにして多くということ为先ほどおっしゃっていましたが、江戸川区のほうと調整をしまして当初、町民に配る同じ 3 k g のものを 1,500 k g 分送ろうとしていたんですが、この米の使い方としてももちろん最終的には一個人個人に召し上がっていただくわけですが、区としてやはり個人に上げるというよりも生活困窮者の炊き出しでありましたり、福祉の施設でしたり、子育ての保育ももちろん含めてそういった施設でしたり、そういったあちら側の意向もいろいろ調整しまして 10 k g、150 という 10 k g の大きいパッケージにしたと。最初、加藤（崇）主査のほうからも説明があったんですが、そういったことで 10 k g、1,500 k g ということをございます。150 という根拠も概ねそれぐらいが送るほう、私達は足りなければ送ってあげたいなという気持ちはもちろん困っているかたを少しでも木古内の美味しいお米を食べて元気になってもらいたいと。困っているかたの少しでも役に立ちたいとそういった気持ちはあるんですが、まずは区役所のほうも受け入れる側、運用する側として 1,500 k g 程度が概ね助かりますと。この時間のない中で、区役所の職員に対応していただいて、何とかこのような制度設計で調えさせていただいたとそういったことをございますので、全く区役所の現状を考えずこちらから一方的に送ることではなくて、使い方も施設だったり団体に使いやすくするために袋も大きくしたとそういったことをございます。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 いま町長のほうから江戸川区についての内容に関しては、説明いただきました

た。反面感ずるのは、やはり地元なんだけれども、地元で 3 k g ですよ。そして、友好都市が 10 k g ですよ。しかもここは 3,900 個、この数は良いとしても、こう言えば大変失礼な言い方になるんだろうけれども、我が町のやはりそういう生活困窮者だっているわけじゃないですか、大なり小なり。そうなるとその人方も我々と同じじゃなくてもいいじゃないですか、例えば 10 k g だとか。その辺の柔軟性を持ってやってもらいたいな。同じ 3 k g じゃなくて、友好都市が 10 k g で我が町の困っている人方が 3 k g ってどうもなんか個人じゃないにしても、1 t 500 k g も送るんですよ。我が町で 3 k g で 3,900 だけでも、これやはりなんか違和感ある。こういう江戸川区だってある種、規模的には我々は困っていないんだって。我々はいま困っている人方にこういう対策をしているわけだから、もうちょっとその辺の配慮も必要じゃないかと思う。どうですか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 今回、住民 1 人につき 3 k g をお送りしますので、かかる費用をちょっと見ていただければおわかりだと思うんですけども、基本的に 430 万円近くをかけて 1 名につき 3 k g をお送りするというございます。一方で、友好都市分の部分については、55 万円程度と言え失礼なんですけれども、一応そのくらいの状況でこういう形で進めさせていただきたいなというふうに思っています。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 いま金額ベースで地元は 430 万円だよ、友好都市は 55 万円だよって言うけれども、金額じゃないでしょう、いま困っているのか困っていないのかって話だって。

先ほども言ったように江戸川区なんか我々より規模遙かに上なんだから困っていないんだって、何も。わかる、確かに。それは困窮しているっていうのは、誰もがわかることだけれども、でもまずこういうのっていうのは我が町ありきじゃないの本来、先にすべきことは。私はそう思っています。だから、我が町のことを徹底してやった中で、余力があればほかにやってそれでいいじゃないですか何も。あえて、仮に 55 万を我が町の困窮者に使ったら諸手を挙げて喜んでもらえるじゃないですか。私はそう思う。するなって言うんじゃない、するなっていうようなことではないですけども、やはり先ほど困窮しているとかそういう表現出たけれども、優先的な部分は我が町であるということは事実なわけですよ。たまさかいままだコロナ患者っていうのは出ていないけれども、向こうは大変な状況になっているのは理解できる。だけれども、ここだって困っている人いるわけですよ。だから、そういう意味では特に食べものっていうことでいけば、やはり困窮者は地元の何回も言うけれども失礼だけれども、上手く生活ができないっていう人だっているわけだから、その辺をちょっと感ずる。どうですか。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 東出委員。

東出委員 これは、感染者対策地方創生臨時交付金でしょう。地方創生臨時交付金っていうのは国はいいですか、一般財源入っているかもしれないよ。その町々にそれぞれの地方を何とかこの疲弊しているものをこのお金でもって頑張ってくださいよという。⑧番が木古内産米エール事業でしょう、これ一般財源対応でしょう。だけれども、江戸川区に送るやつは地方創生臨時交付金入っているでしょう。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 25 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

又地委員。

又地委員 この事業にかかる費用の部分で、友好都市にあれする分配事務費の中の送料はこれ仕方ないと思う、送ってやるんだから。だけれども、町内の部分の 139 万 3,140 円ってというのは、これもったいなくないか。これはあれかな、3 k g ずつ送ってやるの、発送するの。これ 130 何万もかけて、なんかもったいなくないな、考え方とすれば。町内、25 町内会あるんですよ。これ町内会にお願いして、全戸配付だから配ってもらったらどうなの。

それ一遍じゃなくてもいいんだ。今回、ワクチン打っているように地区別に分けてもいいし、そうすれば 140 万円くらいこれ全額でないかもわからないけれども、なんか経済的な考えに立てば私はそう思うんだよね。

平野委員長 どうでしょうか、見解を聞きましょうか、片桐課長。

片桐産業経済課長 又地議長のほうからいまそのようなお話を伺いました。実際にうちのほうもこれを制度設計する段階で、考えたんです。要は、各町内会だとか札苅・泉沢・釜谷地域も含めて、あとどこかに取りに来てもらうですとか、町内会にお願いしてどこかの地域にうちのほうでお米を送りまして、そこに取りに来てもらう。そこに、例えば町内会の方々にお願いをするですとかということも考えたんですけれども、なかなか逆に今度手間がかかるのではないかと。要は、例えば 1 箇所には集まっている例えば札苅地域であれば、札苅の生活館に来てもらう、ただそこにもやはり町内会の皆さんの手間もかかりますですし、あと当然そこに取りにくる高齢者のかたの関係なんかもありますので、町とすればやはりそこら辺を少しでも緩和をさせていただきたいということから、今回は各それぞれの個々の個人宅のほうに郵送させていただくということを提案させていただきたいというふうに思います。

平野委員長 又地委員。

又地委員 例えば町内会連合会あるでしょう、考えましたでない。そういう考えがあったら、町内会連合会に例えば打診してみるとか、何のための町内会連合会かわからないでしょう。考えたけれども、たいぎだからとか手間がかかるとかって、いいんですよ手間がかかっても。その変わり、例えば 651 円かかるんだ。配付手数料を 200 円出すとか、これなぜ私そういう話をするかというと、見回り隊あるでしょう。そういうことも兼ねるんだ、配付して歩けば。母さん元気かい、そういうことも一連の流れの中でやるとすごく効果がある。まして例えば婦人福祉部、全町内会に婦人福祉部を作ってくださいって。婦人福祉部のある町内会もない町内会もあるんだけれども、例えば婦人福祉部にお願いしたと。そうすると、手分けして母さん元気かい、見回り隊を兼ねて配付もできるという良い部分もあると思う。それをなんか担当課のほうで勝手に考えて、町内会連合会にも何も話もしないと。私は、大いにそういうのは活用したほうがいいと思うんですよ。そうすると、この 140 万近いものが随分減るなど。何回も言うけれども、国のお金だからいいんだいいんだ

とそういう発想ならだめだと思っている。その辺の考え方をちょっと伺っておく。

平野委員長 又地委員、前回の配付の時も同様の意見出たんです。当然、町内会でそういうふうにやることによって見回りの効果もあるっていうことも確かにそうなんですけれども、実際できる町内会とできない町内会がありますし、それを分けてあそこはできるからそうしようだとか、それも不公平にもつながりますし、そこは前回も断念したっていう経緯があったんです。ですので、その流れで同様に今回もということですので、本当であれば見回りも福祉のことも考えると一緒にやれることに議長言うことができれば最高のことなんですけれども、現状の町内会の体制では難しいっていうことで前回も説明ありましたので、今回もそこは理解していただきたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 32 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、⑤番目の特別支援金事業について、説明をお願いいたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 それでは、木古内町特別支援金について、説明をさせていただきます。

資料の 8 ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大により発出されました緊急事態措置で、要請をした時短営業や外出自粛により直接的あるいは間接的に影響を受け、売り上げが 25 % 以上減少した中小企業者・個人事業者等に対し、影響を緩和するために木古内町特別支援金を交付いたします。

対象事業者については、4 月 1 日現在町内に住所を有している一次産業者、または町内に事業所を有している中小企業法第 2 条第 1 項に規定する事業者で、4 月から 6 月までのいずれかひと月の売り上げが前年または前々年同月比で 25 % 以上減少している事業者。ただし、北海道からの休業・営業時短要請に伴う協力金の交付を受けている事業者を除きます。

交付金額については、1 事業者、10 万円。ただし、国の月次支援金の交付を受けている事業者については、町の交付金額から月次支援金を差し引いた額とさせていただきます。

申請期間は 8 月 31 日までとし、対象事業者については記載のとおり全 237 者となりますが、緊急事態宣言下において道から支援を受ける飲食事業者及び木古内町感染防止対策協力助成金の飲食事業者は除いております。

なお、申請時に提出していただく書類については、対象月の売上台帳の写し、確定申告書の写し、こちらは 2019 年分または 2020 年分となりますが、これが必要になります。

支援金総額が 10 万円× 237 店ございますので、2,370 万円となります。

資料の 9 ページに交付要綱を添付しておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

以上で、木古内町特別支援金の説明を終わります。

平野委員長 質疑をお受けします。

よろしいですか。これは、先ほどの協力助成金の 5 件を抜いて、協力助成金の時は北海道の先ほど言った支援金のところを除くと。でも今回の特別支援金は、町独自の支援だから、町の助成金を受けなかったところだけを除くってという見解。北海道の国・道・町、それぞれいろいろいっているから、じゃあどこをもらったところがどこが削除なのかっていうのがごっちゃになっちゃうよね。

それともう 1 点、前回、事業継続応援助成金事業を我が町でやった時に、これも一律 10 万円だったと思うんですけども、その時に事業規模によって 10 万円でもとてもありがたい事業者もいれば、たくさんの雇用をしていて大きい事業者については、10 万円でも全然足りないと。そこについては、事業規模によって分けられるんじゃないかという疑問をした際に、今後そのような事業をやる時にはそこも検討しますというようなお答えをいただいたと思うんですけども、今回はそのような事業規模によって金額の差をつけるっていうことは検討されたんでしょうか。

片桐課長。

片桐産業経済課長 今回の木古内町特別支援金事業につきましては、先ほど申しあげました国の月次支援金、こちらの交付から漏れた事業者を対象としております。月次支援金の対象となる事業者については、50 %以上の減少率が必要になります。町のほうでは、やはり 50 %極めて厳しい数字だというふうに認識しておりますので、そこを半分の 25 %の減少率でカバーをさせていただくということで、今回こういう制度を設けさせていただいたところでございます。

平野委員長 もう一つの質問については。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 先ほど申しあげました月次支援金のうちのほうについては、これをまずこの月次支援金の制度を一定程度そこは考慮しておりますので、月次支援金の中ではこのような事業規模に応じて金額に差を付けるというようなことはしておりませんでしたので、町のほうとしてもそれに準用する形で今回は 10 万円の支給というふうにさせていただいたところでございます。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 ちょっと文言の確認なんだけれども、助成対象事業者の中で (2) の令和 3 年 4 月から 6 月のいずれかひと月の売り上げが、前年または前々年同月比ってというような謳い方していますよね。要するにこれは、去年がコロナがあれだったよってということで、その前の売り上げまで遡るっていうこと。その意味はなんですか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 前年度となりますと当然コロナの影響で、この同時期にありましては、

やはり緊急事態宣言も出されていたという時期もありますので、当然そこは前年度の売り上げが相当低いであろうということもありまして、その前年度、さらにその前の年です。

その前年度まで比較をさせていただくということで、今回このような制度設計となりました。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 すみません。正常なコロナでなかった年まで遡るということが本来、去年まで急激に売り上げが減ったとかっていうそういう中の部分での 25 %だっていうのはわかるんだけど、いわゆる正常の時の年度まで遡って、それから 25 %と。了解です。

平野委員長 ほか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 50 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、⑥番の説明をお願いいたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 それでは、木古内エール商品券第 3 弾について、説明をさせていただきます。

資料の 10 ページをお開きください。

先に発出されました緊急事態措置によりまして、町内事業者の売上減少に対応するため、町内の全業種で使用できる商品券を配布、利用いただくことで、地域の消費拡大、地域の活性化に資することを目的にこの事業を実施いたします。

前回行いましたが、昨年の 12 月実施しましたが、それに引き続いての第 3 弾となります。

商品券事業の管理者については、木古内商工会をお願いいたします。

配布額については町民 1 人あたり 5,000 円で、内訳としては A 券が 3,000 円分で、大型店を除く取扱店、B 券が 2,000 円分でこちらは全取扱店が対象となります。

配布方法ですが、受け取り確認郵便で 7 月中旬に全世帯に配布し、商品券の使用期間は、7 月 22 日から 10 月 31 日までとします。

基準日については 6 月 1 日時点で、木古内町に住所を有する町民が対象となります。

11 ページをお開きください。

7 の負担金でございますが、大型店を含む非商工会員のかたからは、換金時点において 3 %の負担金を徴収いたします。

事業費については、町からの負担が 2,199 万 1,000 円、さらに先ほど申し上げました 3 %の負担額を 14 万 4,000 円見込みまして、トータルで事業費が 2,213 万 5,000 円となり、この事業費で商品券発行事業を行います。事業費の内訳は、記載のとおりでございます。

12 ページをお開きください。

実施までのスケジュール(案)でございますが、本日要領の説明をさせていただいております。定例会にて予算が成立次第、木古内商工会に補助金交付決定を出し、商品券取扱

店の募集を行います。この間商品券やチラシ、ポスターの印刷を待って、6月下旬に納品された後、7月中旬までに郵便局に配達依頼をかけます。

7月22日から取り扱いをスタートし、10月31日までの使用期間とさせていただきます。

商品券の使用詳細ですが、先ほども触れましたが、A券は3,000円が使用可能で、こちらの券では大型店は使えません。次にB券ですが、こちらは2,000円が使用可能で、全ての取扱事業者で使用できる券、こちらは大型店も使用できます。

以上で、木古内町エール商品券第3弾事業の説明を終わります。

平野委員長 質疑あるかたお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、まずは以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策事業についての調査を終えたいと思いますし、本日、前々聞き切れなかった部分につきましては、当然のことながら本会議の中で質疑のやり取りをしていただきたいと思います。

続いての調査事項に入る前に、お昼の休憩にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

<病院事業>

3.新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、病院事業の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業について、資料の説明をお願いいたします。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業について、説明いたします。

資料の1ページを参照ください。

1の趣旨・目的については、記載のとおり内容となっております。

2の事業概要ですが、人件費として新型コロナウイルス感染症対応手当に2,400万円、危険手当に200万円。また、感染対策経費として委託事業者職員手当に220万円、経鼻内視鏡システム1,080万円についてもこの補助金を充当して、購入するというようなものでございます。

事業費につきましては、3番に書いてありますとおり、10分の10補助でございますので、人件費並びに物品等も全て補助金で充当されるというようなことになっております。

2ページにつきましては、2月に新型コロナウイルスの感染症対応手当として、制度設計した際の資料を改めて付けさせていただいております。

3番目の支給額はご説明したとおり、1人あたり20万円で、対象者数については記載の

とおりでございます。ただ、この事業につきましては、5月17日に厚労省から発出されて、5月26日に渡島保健所から来まして、資料を作る際に若干数字対象者の把握が漏れているところもございましたので、再度整理した中で6月定例会につきましては、追加補正ということとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

平野委員長 各委員さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 特にないようですので、以上で病院事業の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時02分

2.薬師山環境整備事業について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課の引き続きの調査事項の2番といたしまして、薬師山環境整備事業について、資料の説明をお願いいたします。

片桐課長。

片桐産業経済課長 それでは、薬師山環境整備事業について、説明をさせていただきます。

資料の13ページをお開きください。

先般、行われました予算審査特別委員会でもご指摘がありました薬師山の環境整備でございますが、ここ数年芝桜が咲かない状態が続いております。また、シカによる食害も見受けられるなど山にとっては極めて悪い状態にあると言えます。

しかしながら今年度、例年全く咲く気配がなかった斜面の下側の箇所が概ね6割程度芽をつけ、咲いたことが確認できました。

これを受けまして町では、新たに芝桜を購入し、新たに植えるということはありませんが、いま咲きはじめている箇所の維持に努めまして、さらに山全体をエリアごとに分け、新たに植える樹種を選定し、一箇所に集中させることで、薬師山の観光施設としての価値を高め、花観光のシンボリックな存在として位置付けていきたいというふうに考えております。

次のページ、14ページをお開きいただきたいのですが、まず①・②のエリア、こちらについては薬師山の展望台の函館側の一段に、今年度ツツジを植栽いたします。ツツジは町の町花であり、シカの食害が少ないというふうに言われております。

次に、③の芝桜エリア、マルチを敷いているゾーンでございますが、こちらは札苺の村上さんからのアドバイスを受けまして、マルチを敷いて芝桜を斜面に打ち付けている状態でございます。今年度は、マルチを外しまして芝桜が密集することを待ちたいというふうに思っております。

次の④番と⑤番のエリア、ここも芝桜エリアです。この箇所が植栽から6年が経過をしまして、ことし開花しはじめたエリアになります。次年度以降は、草取りを行いながら開

花の様子を見極めたいというふうに思っております。

それから、次の⑥番の桜のエリアです。こちらについては、ここの箇所には桜を植樹をする考えでおります。近くには墓地がありますので、できるだけ環境に配慮をした整備が必要だというふうに思われます。

また、展望台からは見下ろす桜として位置付けることで、薬師山の新たな魅力向上を図っていきたいというふうに考えております。

次に 13 ページに戻っていただいて、下の後段のところにあります、③から⑥の土留めの修繕と遊歩道の新設というところをご覧くださいと思います。

こちらは、融雪の際の排水処理をしっかりと行うということで、山頂から流れ出る雨水等の芝桜を守るということが出来ます。

また、桜エリアの遊歩道の新設では、桜の苗木を運ぶ作業道として整備をいたしますが、作業終了後には桜エリアを巡回する遊歩道として使用を考えております。

次に、15 ページの写真のほうをご覧くださいと思います。

①と②とありますが、この丸付数字が写真の 14 ページのゾーニング図とリンクをしております。

16 ページ・18 ページにあります写真については、今年度撮影をしたものでございます。

次の次ページの写真、これが同一箇所を前年度に撮影したものでございまして、特に 18 ページと 19 ページの比較では、咲き状態が全く違うことがおわかりになるというふうに思います。また、20 ページの写真は桜エリアの現在の状況と、21 ページの写真は、現在の土留め箇所の写真でございます。

町では、これらの整備を行いまして、かつ草取り業務についても、町の観光施設として対応していかなければならないというふうに感じております。

つきましては、今定例会においてツツジの植栽経費、それから 7 月からの草取り業務の補正予算、概ね 400 万円程度を提案させていただきます。

なお、上記いままでお話しました事業についての経費については、一部森林環境譲与税の活用を考えております。

以上で、薬師山環境整備事業の説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑あるかたお受けしたいと思います。

新井田委員。

新井田委員 何点かお聞きしたいと思います。

資料の中でいわゆる 18 ページと 19 ページなんだけれども、要するに手をかけてようやく 18 ページの 5 月 20 日撮影っていうこの写真のようになったということですよ。19 ページを見ると 5 月の 15 日だから、1 年前ですね。ということで、全然状況が変わっているわけですよ。だから、そういう意味では非常に手のかけた甲斐があったということなんだけれども、その反面やはりこの辺どうなんだろう。土の状況が悪いのか、あるいはいま言ったように水はけが悪いのか、シカだけではないということは前々からお話あったんだけれども、この辺の見方っていうのは村上さんにもいろいろご指導いただいて今日あるんだろうけれども、行政としてどんな目線で見ているのかなと思ったりして。やはりこうだったんだなという部分があれば、また次の展開に活かせるんだろうと思うし、その辺のいままでもう一回 18 ページの状況はこうだったんですって言うことがあればちょっと聞き

たいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、今回のこの下側のちょうどエリアなんです。いままで全く咲いていなかったエリアがことし 6 割程度本当に咲いたということでは、当然そこは毎年咲かないながらも草取り等を行ってきた成果なのかなというふうには思っています。ただ、土ですとか土砂の流入なんかも考えてはみたんですけれども、土についてはうちのほうでも東藻琴村の土の成分とほぼほぼ変わらないような数値が出ています。そこは確認をしておりますし、またここのエリアについては、山頂からの雨水そこら辺も比較的少ないというようなところもありまして、6 年経ったんですけれども、ようやく本当に咲きはじめているのかなという思いしております。シカについては、どうしても山頂のほうが食われている箇所が多いんですけれども、今回のエリアについては、シカの食害はほぼほぼ見当たらないというふうな意識がありますけれども、そのような形で今回については咲いたということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 だいたい説明はわかりました。結果が目で確認できるほどやはり改善されているということはわかりましたし、何とか形にもっともっとなってほしいなというようなことを感じました。

あと、①・②の部分のツツジに関しては、ある種個人的にはもっと早くこういう植栽をされたほうが良かったのかなというふうな思いがあって、個人的には今後そういう植栽によって、また新たな展開とか見栄えも含めた形で、もっともっと良くなると。

もう一つ確認したいのは、いずれにしても今後やはりある程度の費用は当然かかっているわけなんですけれども、町としてここは観光を含めたちょっと改めて前向きなお言葉をいただきたいんですけども、観光としてここは絶対かかせないんだというような思いが今後継続できるのかどうかっていう部分ですよ。やり方によっては、またいろんな計画変更だとかあるのかもしれないけれども、その辺の意思のあり方を確認したんですけども、どうでしょうか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 薬師山の観光施設ということのご質問だと思いますが、先ほども申し上げましたとおりこの薬師山については、町の花観光の中心であるというふうな意識をもっています。したいがいまして、同時期に咲くようなツツジあるいは芝桜、また桜だとかそこをしっかりと整備をして、当然ここは花観光だけではなくて、ある意味戊辰戦争のゆかりの地でもありますので、そういうところも含めてしっかりと観光施設としての位置付けを持ちながら、進めてまいりたいというふうに思っています。

平野委員長 ほか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。

大変苦労してよくここまでやったなというのが本当あれですけれども、今年度マルチを外しますよね。たぶん村上さんの指導の中で、自然密集ってあるんですけれども、これマルチ絶対外さなければならぬのかなと思うんです。あの斜面であればマルチにしておいたほうが表土の流出を避けられる意味もあって、もし外してしまったらまた元の木阿弥に

なる可能性があるのかなとちょっと心配なんです。その辺たぶん村上さんのほうから指導を受けて、外して密集、経過を見守ったらいいと思うんだけど、私的にはマルチこのままにしておいたほうがいいのかっていう気もするんだけど、その辺の見解をお願いします。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 マルチについては、敷いていけばやはり雑草は生えないんです。生えないんですけれども、やはり密集はしないらしいんです。密集っていうことは、芝桜が増えていかないと言いますか、ですので今回については、マルチを外して密集を待とうかなという感じだと思います。そして、おっしゃっていたそれこそマルチを敷くことによる効果、ある意味表土の関係です。そこについては、今回も土留めの工事をさせていただきたいというふうに思っていましたので、そこで一定程度食い止められるという判断でこのような提案をさせていただきます。

平野委員長 ほかありますか。

又地委員。

又地委員 ただ、シカ対策、シカによる食害っていう原因がシカ対策をなんかやらなかったらまた同じじゃないかと思うんだけど、上のほうに①・②はツツジを植えると。いままで芝桜を植えてあった、今度③・④・⑤のほうに移し替えだとかしたら、シカは当然③・④・⑤のほうに来るだろうと。だから、原因のシカ対策もしないとだめでないのかな。

その辺の考えがあるかどうか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 おっしゃるとおりでございます。①番と②番のツツジについては、これはシカが結構臭いがするものを拒むというようなこともありましたので、そこについてはこういう形で今回はツツジを植えさせていただくんですけれども、③・④・⑤についてはそこは電牧を撒きまして、シカをまず食い止めたいというふうに考えております。去年からそのようにやっております。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 ①番・②番にツツジの植栽、これは良いと思うんだけど、せっかくツツジを植栽するのであれば、ある程度苗木をこういう小さいのじゃなくて、ある程度大きい苗を仕入れて、やはりツツジの生育というか足を早くするようなことを考えて予算付けしてほしいなと思います。

平野委員長 要望ということで。

先ほど片桐課長からは金額を示されましたけれども、定例会で詳細の部分も金額提示ありますので、きょうの説明とその予算をあわせて、その他の質問は定例会の中でさせていただきたいなと思いますので、あとよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上で、薬師山環境整備事業についてを終えまして、まちづくり未来課及び産業経済課の調査事項は以上となりますので、調査を終えたいと思います。

お疲れ様でございました。

行政が退席いただくまで、暫時、休憩といたします。

休憩 午後 1 時 19 分

再開 午後 1 時 19 分

3. 意見書

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

皆様方に同じく事前配付、意見書がN o.1 から 6 まで配付されております。目を通していただいたと思いますが、いつもどおり事務局に簡単に説明をいただいて、この場で採択をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。いつもどおり休憩の中で、6 番まで行って、最後に私が休憩を解いてまとめたいと思っておりますので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 20 分

再開 午後 1 時 49 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩の中で、意見書 6 件について協議した結果、略してナンバーで申し上げますが、N o.1・3・4・6 が採択、2 番と 5 番が不採択、中身の文言については省略させていただきますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、こちらの提出者・賛成者については、これまでどおり事務局で順番どおり当てはめていくんですけれども。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 49 分

再開 午後 1 時 51 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、意見書については、先ほどの報告のとおりといたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 51 分

再開 午後 1 時 58 分

4. 閉会中の所管事務調査について

5. 所管事務調査報告書について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩の中で、閉会中の所管事務調査についてと所管事務調査報告書については、委員長の私と副委員長の廣瀬副委員長に任せていただくということで、中身についてはただいま休憩の中で出された意見等々を反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6. その他

平野委員長 6番のその他は、本日ございませんので、以上をもちまして、第2回総務・経済常任委員会を閉じたいと思います。

お疲れ様でした。

説明員：鈴木町長、羽沢副町長、福田総務課長、田畑まちづくり未来課長、中村主査
片桐産業経済課長、加藤（崇）主査、福井（弘）主査

傍 聴：なし

報 道：道新 中原支局長、函新 佐藤木古内支局記者

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志